

史跡大安寺旧境内 保存活用計画

2020

奈良市教育委員会

例 言

- 1 本書は、奈良県奈良市大安寺・東九条町に所在する国指定史跡大安寺旧境内の保存活用計画である。本史跡の正式な指定名称は大安寺の創建瓦を焼成した瓦窯跡として追加指定された京都府綴喜郡井手町の石橋瓦窯を含む「史跡大安寺旧境内附石橋瓦窯跡」であるが、計画の対象範囲を奈良市域のみとしているため、書名を「史跡大安寺旧境内」としている。
- 2 本計画の策定は奈良市教育委員会が事務局となり、令和元年度国庫補助金を受けて、実施した。
- 3 本計画は奈良市文化財保護審議会 史跡名勝天然記念物保存活用部会（大安寺部会）及び保存活用部会に設けたワーキンググループでの検討を経て、文化庁の指導・助言のもとに策定した。
- 4 本書の編集等にかかる業務は株式会社スペースビジョン研究所に委託した。
- 5 本計画の内容は、将来の社会情勢や史跡をめぐる周辺環境の変化等により変更する可能性がある。

目 次

第1章 序論.....	1
1-1 計画策定の背景と目的	1
1-2 計画の構成と策定の流れ	3
(1) 計画の構成.....	3
(2) 計画策定の経過.....	4
1-3 計画の位置づけ.....	7
(1) 他計画等との関係.....	7
(2) 計画の対象範囲.....	14
(3) 計画の実施.....	14
第2章 史跡大安寺旧境内の概要	15
2-1 位置と環境.....	15
(1) 位置.....	15
(2) 自然環境.....	15
(3) 歴史環境.....	17
(4) 社会環境.....	26
2-2 史跡指定の状況.....	34
(1) 史跡指定に至る経緯とその後の経過.....	34
(2) 史跡指定の内容.....	35
(3) 史跡指定地の状況.....	37
2-3 発掘調査の経過と概要	48
(1) 調査の経過.....	48
(2) 遺構・遺物の概要.....	57
第3章 史跡大安寺旧境内の価値	63
3-1 史跡大安寺旧境内の本質的価値	64
3-2 史跡大安寺旧境内の副次的価値	65
3-3 構成要素.....	66
(1) 構成要素の区分.....	66
(2) 構成要素の特定.....	66
第4章 史跡指定地の現状・課題	67
4-1 保存.....	67
4-2 活用.....	72
4-3 整備.....	74
4-4 管理・運営.....	76

第5章 大綱・基本方針	77
5-1 大綱（基本理念）	77
5-2 基本方針	78
(1) 保存	78
(2) 活用	78
(3) 整備	78
(4) 管理・運営	78
(5) 共生・共存	78
第6章 保存	79
6-1 保存の方向性	79
6-2 保存の地区区分	80
6-3 保存の方法	83
(1) 手法ごとの保存の方法	83
(2) 地区ごとの保存の方法	84
(3) 史跡周辺地域の景観の保全	85
(4) 現状変更等の取扱方針及び取扱基準	85
(5) 公有化の方針	90
(6) 追加指定	90
第7章 活用	91
7-1 活用の方向性	91
7-2 活用の方法	92
(1) 史跡の価値等を学び、理解するための活用	92
(2) 地域住民等の憩い・交流の場としての活用	93
(3) 観光資源としての活用	93
第8章 整備	95
8-1 整備の方向性	95
8-2 整備の方法	96
(1) 保存のための整備	96
(2) 活用のための整備	96
(3) 整備の進め方	97

第9章 管理・運営	99
9-1 管理・運営の方向性	99
9-2 管理・運営の方法	100
(1) 管理団体としての奈良市を中心とした連携体制による管理・運営	100
(2) 防災・防犯体制の強化	102
第10章 行動計画の策定・実施	103
第11章 経過観察	105
(1) 方向性	105
(2) 方法	105
資料編	
資料-1 指定地番一覧	資料-1
資料-2 官報告示	資料-19

第1章 序論

1-1 計画策定の背景と目的

南都七大寺のひとつとされる大安寺は、その由緒や規模はもとよりのこと、平城京の条坊制研究及び保存上の基準となるものとして重要であり、大正10年（1921）3月に塔跡が史蹟に指定され、昭和43年（1968）3月には主要伽藍などを追加した旧境内全体（現在の指定区域）が史蹟に指定された。

昭和53年（1978）3月には、奈良県教育委員会によって『史蹟大安寺旧境内保存管理計画書』が策定され、史蹟の適切な保存を図るとともに、さらなる発掘調査や史蹟指定地の公有化を進めてきた。平成5年度以降には、杉山古墳地区、僧房地区、経楼地区、南大門地区を相次いで整備し、優先的に土地の公有化を進めてきた塔院地区では、平成19年（2007）3月に、奈良市教育委員会が『史蹟大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』を策定し、塔跡の整備や遺跡地としての景観の保持ができるよう、現在も継続的に整備を推進している。

しかし、既に住宅等の建物が建ち並んでいる伽藍中心部や史蹟地北部では、土地の公有化や整備は必ずしも十分に進んでいるとはいえず、住宅の更新が進む中で耐震補強工事など新たな課題も生じてきている。

一方で、奈良市では、『奈良市第4次総合計画』（基本構想：平成23年（2011）、後期基本計画：平成28年（2016））や『奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成27年（2015））のもとに、『奈良市都市計画マスタープラン』（平成27年（2015））、『奈良市景観計画』（平成22年（2010））、『奈良市歴史的風致維持向上計画』（平成27年（2015））、『奈良市緑の基本計画』（平成23年（2011））、『奈良市観光振興計画』（平成29年（2017））など、史蹟大安寺旧境内の保存・活用に深く関係する各分野の計画を策定してきた。そして、平成29年（2017）には、『八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想』を策定し、京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジやJR関西本線の新駅の設置を活かした定住人口・観光交流人口の増加等を目指す新たなまちづくりの取組を展開し始めようとしている。

文化財保護法第1条には「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り」とあり、平成30年（2018）に改正された文化財保護法では、史蹟の保存活用計画は同法第129条の2に基づく認定を申請できることとなった。計画の認定を受けることで、現状変更等に手続きの弾力化が図られるなど、史蹟をまちづくりに活かしながら継承していくための制度的な基盤が整えられてきた。

このように、史蹟大安寺旧境内をとりまく環境が著しく変化してきている中で、策定から40年が経過する『史蹟大安寺旧境内保存管理計画書』には、現状にそぐわない内容も生じている。そして、周辺のまちづくりの取組との連携・調整のもとに、より一層の効果的な活用を図るとともに、それに資する史蹟の整備のあり方について、再度検討することも必要となっている。

そこで、旧計画の抜本的な見直しを行い、史蹟の恒久的な保存を長期的な視点のもとに適切に実施するとともに、市民や観光客等に親しまれる史蹟として、より一層の活用を図り、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進するための新たな計画として、『史蹟大安寺旧境内保存活用計画』を策定する。

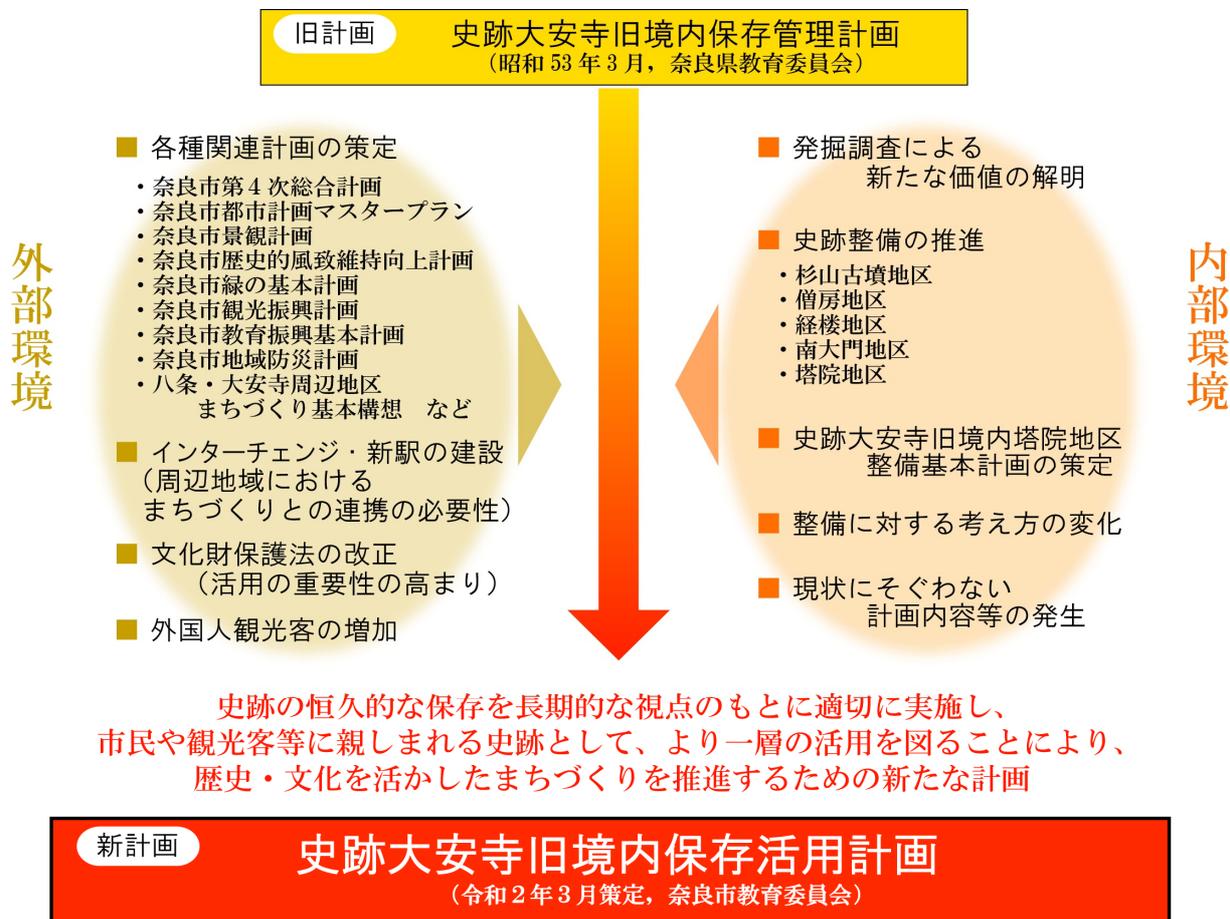


図 1- 1 『史跡大安寺旧境内保存活用計画』策定の背景・目的

1-2 計画の構成と策定の流れ

(1) 計画の構成

本計画は、最初に大安寺旧境内をとりまく自然環境、歴史環境、社会環境並びに史跡指定の状況や発掘調査の経過と概要などの史跡大安寺旧境内の概要の整理（第2章）を踏まえて、史跡大安寺旧境内の価値を明確化する（第3章）。その上で、史跡の「保存」、「活用」、「整備」、「管理・運営」についての現状と課題を整理し（第4章）、史跡の保存・活用の基本となる考え方として「大綱・基本方針」を示す（第5章）。この「大綱・基本方針」のもとに、「保存」（第6章）、「活用」（第7章）、「整備」（第8章）、「管理・運営」（第9章）ごとに、それぞれの施策の方向性及び方法を示す。そして、最後に、本計画に基づく施策を着実に推進するための「行動計画」を示し（第10章）、計画の進捗管理と見直し等の「経過観察」の方向性と方法を整理（第11章）する構成としている。

なお、本計画で用いる「保存」、「活用」、「整備」の各用語は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成27年3月、文化庁文化財部記念物課）に基づき、次のように定義されるものである。

保 存

保存とは、史跡の本質的価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、その望ましい状態を創出することである。

そのためには、史跡指定地に係る基本情報の把握、本質的価値を明らかにするための学術的な調査研究が不可欠であり、それらに基づいて法的・行政的・技術的な措置を実施することである。

保存に係る法的措置とは、史跡の本質的価値を十分に把握して範囲を設定し、文化財保護法に基づき史跡に指定すること、また、史跡指定地内で行われる現状変更等の許可に関することなどが含まれる。

保存に係る行政的措置とは、史跡指定地内を確実に保存できるように、土地の公有化、適切な保存と活用を実施するための「保存活用計画」の策定、維持管理の施策等を行うことである。

保存に係る技術的な措置とは、史跡について周知し保存を確実にするための保存施設（標識・説明板・境界標等）、防災施設等の設置をはじめ、き損及び衰亡の状態から復旧（修理）を行うことなどである。また、所有者又は管理者が行う見回り等の管理又は清掃等の日常的な維持管理に関する施策の実施及び周辺環境の改善等も含まれる。

活 用

活用とは、地域に生きる人々が史跡の本質的価値を理解・享受し、それを適切に現代社会に活かすことである。

活用には、来訪者に対して史跡を開放する「公開」、開放する空間において、安全で快適に過ごし、本質的価値が理解できるようにする「諸施設の設置」、活用するための企画の立案及び宣伝、学習等の情報提供等を行う「ソフト面の各種施策」、史跡を核とするまち

づくり・地域づくりをはじめ、これらに関わる地域連携の促進及び市民活動への支援等の施策を実施する「運営」の大きく4つの内容がある。

活用を実施するうえでは、活用に関する各計画に準じて事業等を行うことが重要であり、活用するための環境づくりの手段として整備も必要になる。本質的価値を損なうことなく保存し、さらに活用を前提とした整備が求められる。また、整備過程において、見学会や勉強会を開催するなど、公開を意識して行うことが望まれる。整備中には様々な技術的な情報が得られることが多くあり、それらの市民との情報共有も活用の一環と言える。

整 備

整備とは、保存と活用の間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにするための技術的な方法である。史跡が持つ本質的価値の望ましい保存状態を維持・創造し、地域社会に活用と発展の効果をもたらすような公開・活用の場を提供するための手法だと言って良い。

整備には、史跡の保存を目的とするものと、活用を目的とするものがある。

史跡の保存を目的とする整備には、見回り・清掃・除草等の維持的措置、防災施設の設置、保存施設（標識、説明板、境界標等）の設置、応急的な復旧等を含む措置がある。また、史跡がき損及び衰亡している場合にき損・衰亡前にもどす復旧措置である。

史跡の活用を目的とする整備には、適切に公開していくための安全で快適に過ごせる空間づくり、来訪者の史跡への理解を助けるための施策をはじめ、来訪者が史跡の本質的価値を容易に理解できるようにそれらを顕在化すること、また、史跡を学習し、憩い、その他の高揚を発揮させるために施策を行うことである。

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成27年3月、文化庁文化財部記念物課）をもとに整理

（2）計画策定の経過

保存活用計画の策定にあたっては、奈良市文化財保護審議会史跡名勝天然記念物保存活用部会のもとに史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループを設置して検討を行った。

ワーキンググループ後には、協議・検討の状況を審議会に報告した。

審議会・保存活用部会・ワーキンググループの構成と検討の流れは、表 1-1～表 1-4 のとおりである。

表 1- 1 奈良市文化財保護審議会の構成

分類	氏名	役職名等	備考
美術工芸（書跡・典籍・古文書）	綾村 宏	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 名誉研究員	副会長
天然記念物（動物）	磯辺 ゆう	奈良学園大学 特別客員教授	
史跡・名勝	井原 縁	奈良県立大学 教授	
民俗文化財	浦西 勉	前龍谷大学 教授	
史跡・名勝	小野 健吉	和歌山大学 教授	
天然記念物（植物）	小野 由紀子	日本緑化工学会、植生学会 会員	
建造物	島田 敏男	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 文化遺産部 部長	
美術工芸（彫刻）	鈴木 喜博	奈良国立博物館 名誉館員	副会長
美術工芸（工芸品）	関根 俊一	奈良大学 教授	
史跡・考古資料	田辺 征夫	公益財団法人大阪府文化財センター 理事長	会長
美術工芸（歴史資料）	谷山 正道	前天理大学 教授	
美術工芸（絵画）	中島 博	奈良国立博物館 名誉館員	
史跡・考古資料	和田 晴吾	兵庫県立考古博物館 館長	

表 1- 2 奈良市文化財保護審議会史跡名勝天然記念物保存活用部会（史跡大安寺旧境内）の構成

区分	氏名	所属・役職名等	備考
学識経験者 史跡・名勝	井原 縁	奈良県立大学 教授	
学識経験者 史跡・名勝	小野 健吉	和歌山大学 教授	部会長
学識経験者 天然記念物 （植物）	小野 由紀子	日本緑化工学会、植生学会 会員	
学識経験者 都市環境・観光学	桑田 政美	大阪市立大学大学院 客員教授	
学識経験者 建造物	島田 敏男	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 文化遺産部 部長	
学識経験者 史跡・考古資料	田辺 征夫	公益財団法人大阪府文化財センター 理事長	副部会長
学識経験者 景観・造園学	中島 義晴	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 文化遺産部景観研究室 室長	
学識経験者 考古学	岡林 孝作	奈良県立橿原考古学研究所 調査部長	
学識経験者 古代史	舘野和己	奈良女子大学 名誉教授 大阪府立近つ飛鳥博物館 館長	
まちづくりのプロデューサー	佐野 純子	奈良インターカルチャー 代表	
まちづくりのプロデューサー	中野 聖子	㈱ホテルサンルート奈良 代表取締役社長	
史跡内所在寺院 「大安寺」代表者	河野 良文	大安寺 貫主	
史跡内の地域代表者	土井 実	辰市地区自治連合会 会長	
史跡内の地域代表者	市川 恵一	大安寺地区自治連合会 会長	
オブザーバー	山下 信一郎	文化庁	
オブザーバー	名草 康之	奈良県地域振興部文化財保存課	

表 1- 3 史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループの構成

区分		氏名	所属・役職名等	備考
学識経験者	史跡・名勝	小野 健吉	和歌山大学 教授	
学識経験者	都市環境・観光学	桑田 政美	大阪市立大学大学院 客員教授	
学識経験者	建造物	島田 敏男	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 文化遺産部 部長	
学識経験者	史跡・考古資料	田辺 征夫	公益財団法人大阪府文化財センター 理事長	座長
学識経験者	古代史	舘野 和己	奈良女子大学 名誉教授 大阪府立近つ飛鳥博物館 館長	
オブザーバー		坂 靖	奈良県地域振興部文化財保存課	

表 1- 4 検討の流れ

年月日	内 容
平成 30 年（2018） 7 月 5 日	平成 30 年度第 1 回奈良市文化財保護審議会
	第 1 回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
平成 30 年（2018） 11 月 8 日	平成 30 年度第 2 回奈良市文化財保護審議会
平成 30 年（2018） 11 月 27 日	第 2 回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
平成 31 年（2019） 2 月 12 日	第 3 回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
平成 31 年（2019） 2 月 25 日	平成 30 年度第 3 回奈良市文化財保護審議会
令和元年（2019） 7 月 11 日	第 4 回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
	令和元年度第 1 回奈良市文化財保護審議会
令和元年（2019） 9 月 2 日	奈良市文化財保護審議会 第 10 回史跡名勝天然記念物保存活用部会 （史跡大安寺旧境内 第 16 回）
令和元年（2019） 10 月 24 日	第 5 回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
令和元年（2019） 12 月 17 日	第 6 回史跡大安寺旧境内保存活用計画作成ワーキンググループ
令和 2 年（2020） 1 月 31 日	奈良市文化財保護審議会 第 12 回史跡名勝天然記念物保存活用部会 （史跡大安寺旧境内 第 17 回）
令和 2 年（2020） 2 月 10 日	令和元年度第 2 回奈良市文化財保護審議会

1-3 計画の位置づけ

(1) 他計画等との関係

ア 総合計画における位置づけ

平成 23 年（2011）6 月に策定した『奈良市第 4 次総合計画 基本構想』では、「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」を都市の将来像とし、その実現に向けて「時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち」や「観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち」などの 6 つの基本方向を掲げている。平成 28 年（2016）2 月には、平成 32 年度（2020 年度）を目標年度とする重点施策等を示した『奈良市第 4 次総合計画 後期基本計画』を策定し、重点戦略の一つとして「観光力アップ戦略」を掲げ、その主力となる基本施策の一つに「文化遺産の保護と継承」をあげている。さらに、その実現に向けた施策の展開方向の一つとして、「史跡大安寺旧境内の公有地化と保存整備の促進、整備後の適切な管理と活用」をあげている。

本計画は、上記総合計画に基づき、「文化遺産の保護と継承」を図りながら「観光力アップ」を実現するために「史跡大安寺旧境内の保存・活用」の具体的な計画として策定するものである。

イ 関連計画における位置づけ

本計画は、都市計画やまちづくり、景観、公園緑地、観光、教育等の関係部局の各種関連計画と連携・調整のもとに、各計画で掲げる目標の実現化と併行して、史跡大安寺旧境内の保存・活用に取り組むことにより、より一層魅力的な奈良市の都市づくりを推進するために策定するものである。

以下に、主な関連計画の概要並びに史跡大安寺旧境内の位置づけを示す。

(ア) 奈良市都市計画マスタープラン

平成 27 年（2015）7 月に策定した『奈良市都市計画マスタープラン』では、「「新平城京」の創造～「個性」「暮らし」「交流」の充実による魅力ある“古都奈良”を目指して」をまちづくりのテーマとして、「①個性豊かな“なら”～美しく個性ある都市の実現～」、「②暮らし豊かな“なら”～安全・安心で暮らしよいまちづくり～」、「③交流豊かな“なら”～都市の競争力・連携の強化～」の 3 つの基本理念を設定している。同計画の「新なら市街地構想図」では、大安寺を「歴史・文化核」と位置づけ、東西方向に「回廊軸」、「自動車軸」が貫き、西の京や奈良町・奈良公園とつなげていくこととしている。また、「地域別構想（中央市街地地域）」では、「～歴史・文化

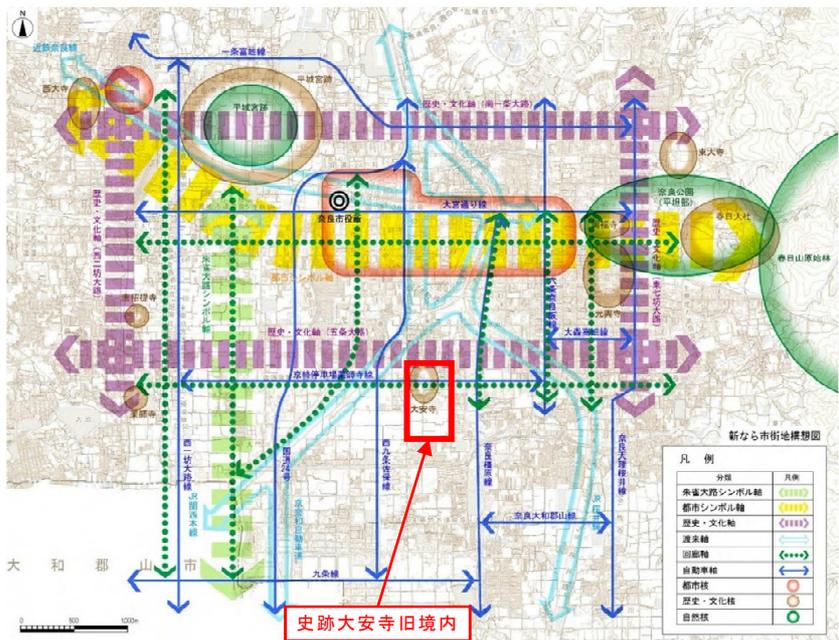


図 1-2 新なら市街地構想図（『奈良市都市計画マスタープラン』より）

都心として居心地の良さが際立つまち～」を地域づくりのテーマとして、「①国際文化観光都市・奈良の魅力の向上」、「②歴史・文化を活かしたまちづくり」、「③美しい街並みと良好な生活環境の育成」、「④安全で快適な交通体系の創出」、「⑤自然と歴史が織りなす緑に囲まれたまちづくり」、「⑥市街地におけるうおい空間の創出」の6つの目標を設定している。この目標を実現するための方針の一つとして、史跡大安寺旧境内を史跡公園として整備していくことを示している。

(イ) 八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想

奈良市では、市内における持続的発展や活性化を企図したまちづくりに資するため、「奈良県と奈良市とのまちづくりに関する包括協定」を締結している。その一環である八条・大安寺周辺地区には、奈良市を南北に縦貫する京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジ、都市計画道路西九条佐保線及びJR関西本線の高架化並びに新駅の設置が決まっている。それらの新たな交通結節点のポテンシャルを活かしたまちづくりによる定住人口並びに観光交流人口の増加を目標として、平成29年（2017）6月に、『八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想』を県、市共同で策定した。同構想では、「交通」、「交流」、「居住」環境に優れた賑わいあるまち～新たな交通結節機能を活かし、多様な交流拠点や多世代居住を生み出すまちづくり～」をまちづくりのコンセプトとして、次の3つの基本方針を設定している。

- ・基本方針1（交通）：広域交通の結節点を拠点とし、地区内の回遊性、利便性と周辺拠点との連携、アクセス性の向上を図り、多様な活動を支え活性化する交通環境を形成
- ・基本方針2（観光・交流）：歴史・文化・自然的資源のポテンシャルを活かし、国内外からの集客・交流を促進する魅力あふれる都市空間の創出
- ・基本方針3（住環境）：誰もが安全・安心・快適にゆとりを持って暮らすことができ、多世代の多様な交流を生み出すような賑わいや活力にあふれた元気な住環境の創造

地区全体において、「歴史的・文化的環境の保持」や「公共交通の利便性向上」などを主な取組としてあげた上で、基本方針2の主な取組の一つとして、史跡大安寺旧境内の区域を対象に「歴史的

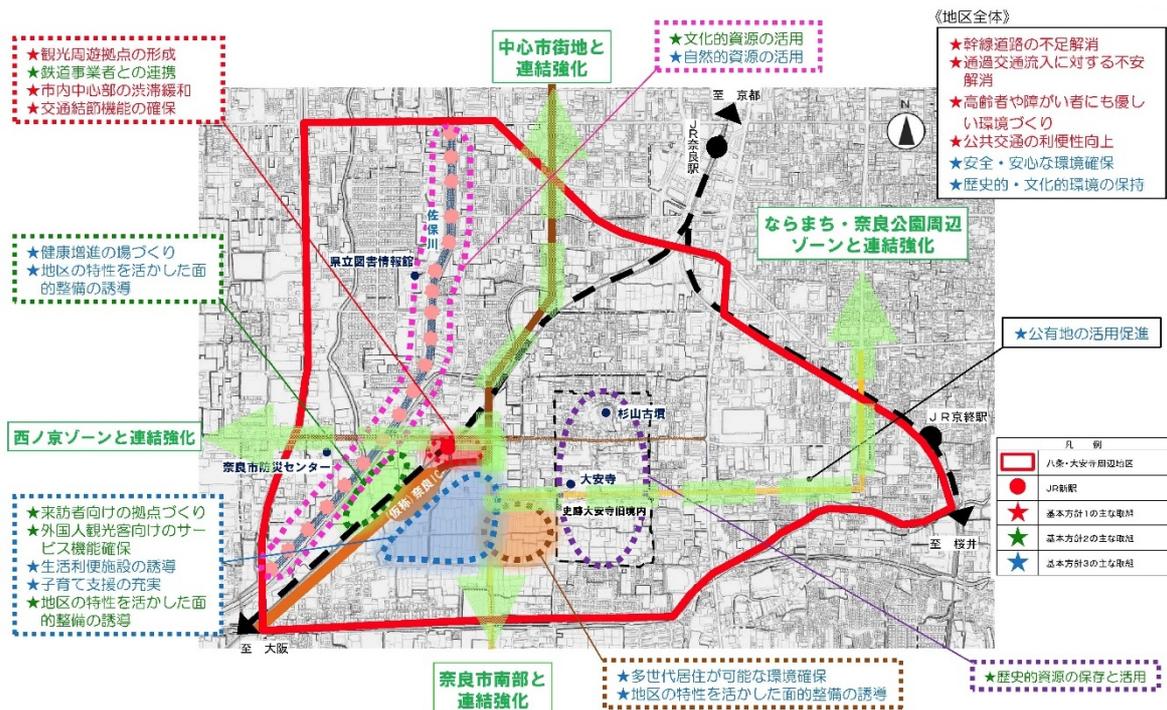


図1-3 まちづくり構想図 (『八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想』より)

資源の保存と継承」をあげている。また、史跡区域の南西に隣接する広大な農地の区域については、基本方針3に基づき、「多世代居住が可能な環境確保」と「地区の特性を活かした面的整備の誘導」を図ることとしている。

(ウ) 奈良市景観計画

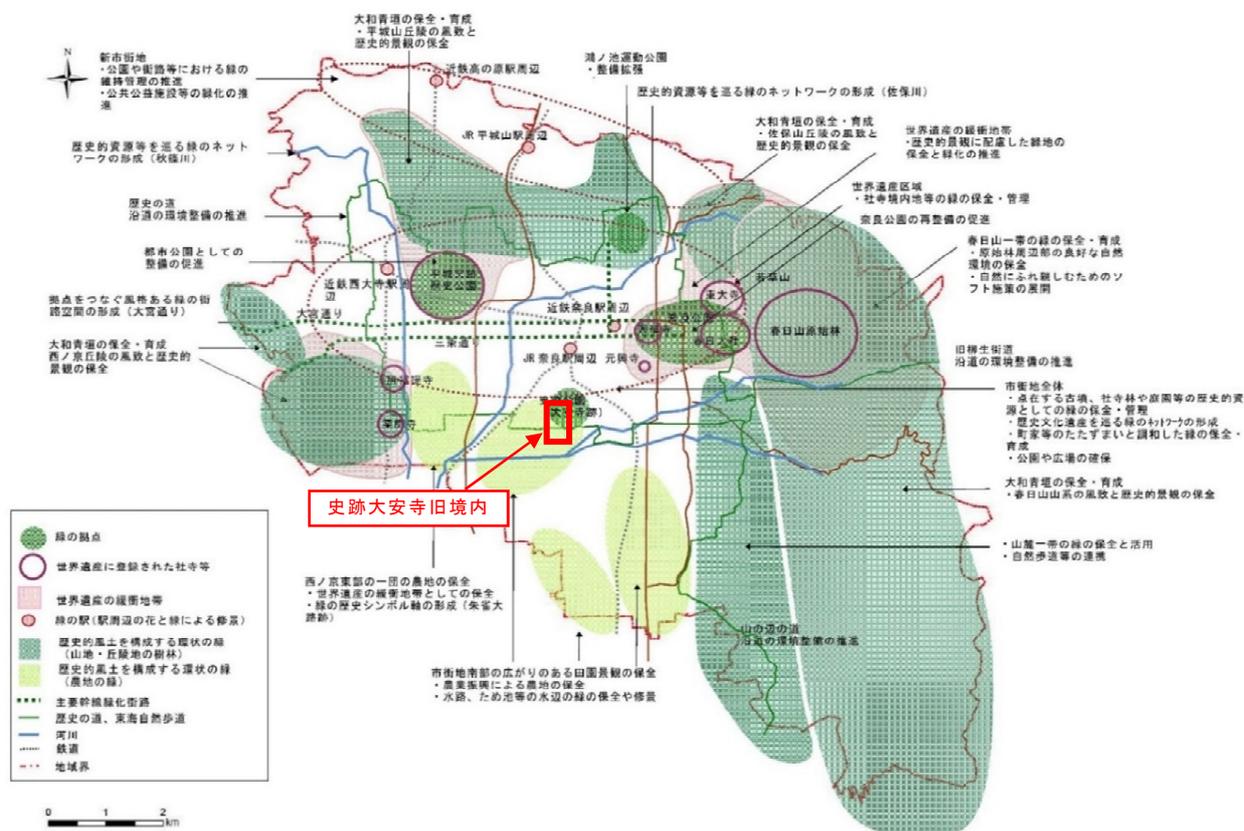
平成22年(2010)4月に策定(平成28年(2016)4月第1回改正)した『奈良市景観計画』では、「豊かな緑のなかに歴史と暮らしが交わる 奈良 ～歴史にまなび 文化になじみ 人々がなごむ 景観づくり～」を目標として、景観区域ごとの方針や景観形成基準、景観形成重点地区等を設定している。史跡大安寺旧境内は、景観形成重点地区等の設定はされていないが、史跡区域北側の市街化区域の範囲が「市街地景観地域/市街地景観区域」、史跡区域南側の市街化調整区域の範囲が「田園景観地域/平地の里景観区域」に位置付けられている。

(エ) 奈良市歴史的風致維持向上計画

平成27年(2015)2月に策定し、認定を受けた『奈良市歴史的風致維持向上計画』では、10の奈良市の維持向上すべき歴史的風致を設定し、歴史的風致の維持及び向上のための基本方針として、「①奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく」、「②伝統・文化を自ら守り、活かし、伝えられる「ひと」を育む」、「③歴史的風致としての「一体的な価値」を共有し、まちづくりや観光振興に展開する」の3つを定めている。大安寺は、「古都奈良を代表する祭礼・行事にみる歴史的風致」、「社寺・名所・旧跡への探訪にみる歴史的風致」、「茶の文化にみる歴史的風致」の3つの歴史的風致がみられる区域として位置付けている。

(オ) 奈良市緑の基本計画

平成23年(2011)8月に策定した『奈良市緑の基本計画』では、基本理念として、「歴史と自然と生活文化が織りなす緑の古都 奈良」のもとに、「①悠久の歴史に培われた 風格のある緑を守



る」、「②人と自然のかかわりを礎に 緑の文化を未来につなぐ」、「③森林、田園、まちの緑をささえる 人の“わ”を育む」を設定している。

奈良盆地地域の地域別方針では、「古都の歴史的環境と調和した緑のまちづくりを進める」のもとに、「①歴史・文化遺産を核とした緑の保全・育成」、「②古都奈良の2極緑化拠点の形成」、「③憩いと快適、安全・安心な緑のまちづくり」を設定している。このうち、①については、「点在する古墳、社寺林や景観木等は、貴重な歴史的資源として、また地域のランドマークとして保全・育成を図るとともに、これらをつなぐ緑のネットワークの形成を目指」すこととしている。そして、緑の配置方針図では、「史跡公園（大安寺跡）」を緑の拠点の一つに位置づけ、東西方向の「歴史の道」でネットワークを図ることを示している。

(カ) 奈良市文化振興計画

平成21年（2009）3月に策定（平成26年（2014）6月改訂）した『奈良市文化振興計画』では、「市民文化の振興－市民が主役・文化のまちづくりをめざす」と「都市文化の振興－奈良市固有の価値を高め、都市格を上げる」の2つの目標を掲げ、その実現に向けて、18分野の計画内容を定めている。このうち、「③地域の文化財の保存及び活用に関すること」では、基本方針を「奈良市は世界に誇る文化遺産の宝庫であり、これらが市民の生活に溶け込んでいます。この心地よい生活環境を次代に守り伝えることは奈良市民の使命です。また、地域経済の活性化と文化財の保存という一見相反するテーマの調和を図り、保存と活用の両立に努め、地域の文化財の魅力をわかりやすく伝えていくとともに、それを地域のアイデンティティの核としてとらえ、一歩進んでそれをまちづくりに活用するための施策を進めます。」と設定し、文化財の調査や理解促進、親しむ機会の充実や効果的な公開などの7つの施策の方向性を定めた。そして、事業の具体例の一つとして、「史跡大安寺旧境内の保存整備」があげられ、「史跡大安寺旧境内の公有化と整備を図ることにより、市民及び来訪者が文化財への理解を深められるようにします」と保存整備の方向性を定めている。

(キ) 奈良市観光振興計画

平成29年（2017）3月に策定した『奈良市観光振興計画』では、奈良市がめざす姿として、「奈良市訪問による顧客満足の維持・向上に留まらず、事前の期待値を大きく上回る顧客感動の創出による観光誘致を実現する取り組みの推進」や「観光産業事業所の連携や協業による観光の産業化」、「観光交流人口の確保や観光消費額の拡大を通じた新たな雇用の創出・拡大」、「奈良市にとって観光が必須であることを市全体で共有し、一体となって観光振興を図ること」などを掲げている。その実現化に向けて、「①観光振興の方向付けを行う仕組みづくり」、「②顧客感動を創出する商品・プロモーション戦略の策定・実行」、「③市内観光産業事業所による地域経済循環の拡大と観光の産業化」の3つの柱と、その実現化に向けた8つのアクションプランを示している。

(ク) 奈良市教育振興基本計画

奈良市における教育の基本方針と施策の概要を示した『奈良市教育大綱』（平成27年（2015）10月策定）のもとに、平成28年（2016）1月に『奈良市教育振興基本計画』を策定した。同計画では、「21世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成」を目標として5つの基本方針を設定している。このうち、基本方針2の「次世代を見据えた教育の推進」では、「世界遺産学習」があげられ、文化財や伝統文化、自然環境を大切に守り、未来へ受け継ぐために、「奈良の良さを深く知り、自分が生まれ育った地域への誇りをもつ子どもの育成を図る」ことを方針として掲げている。

(ケ) 奈良市地域防災計画

平成30年（2018）3月に策定した『奈良市地域防災計画（平成29年度修正）』では、「①災害に

強いまちづくり」、「②災害に強いひとづくり」、「③災害に強い組織・体制づくり」の3つの基本目標を設定している。同計画の第2章第2節第3項には「文化財災害予防計画」、第3章第5節第8項には「文化財対策計画」（災害応急対策）、第4章第4節第10項には「文化財対策計画」（地震応急対策）を掲載している。なお、史跡区域にグラウンドが位置する大安寺小学校には、防災倉庫が設置され、一次避難所に位置付けられている。また、史跡大安寺旧境内を含む地区の自主防災防犯組織としては、「大安寺地区自主防災・防犯会」と「辰市地区自主防災防犯会」が組織されている。

ウ 史跡大安寺旧境内におけるこれまでの計画

(ア) 史跡大安寺旧境内保存管理計画

高度経済成長期における現状変更等の許可申請の激増を受けて、昭和37年（1962）7月1日以降、簡易な現状変更等の事務処理権限の都道府県教育委員会への委任が進められてきた。しかし、この権限委任の範囲を超えた現状変更等の許可申請が極めて多い物件もあったことから、許可事務の個別的な権限委任も推進され、昭和48年（1973）の「記念物の現状変更に係る審議手続き基準」において、保存管理計画又はそれに準じるものによって、個別の指定物件の内容・価値等に応じた現状変更の取扱基準が定められているものについては、これを基準に許可事務を処理することとされた。そして、昭和48年度から保存管理計画の策定について、国庫補助事業により取り組まれるようになり、史跡大安寺旧境内においても、昭和53年（1978）3月、奈良県教育委員会により『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』が策定された。

同計画では、「大安寺の沿革」（第一章）、「発掘調査の概要」（第二章）、「現況」（第三章）の整理を踏まえて、以下の3点を基本的方針とした保存管理計画（第四章）が示された。

- ・ 基本的方針1 遺跡の完全保存
- ・ 基本的方針2 保存と住民生活との調和
- ・ 基本的方針3 史跡地の現状変更
 - ①地下の遺構に影響を及ぼすとみとめられる現状変更は、認めないこと。
 - ②地下の遺構に影響を及ぼさないもので、快適な居住性のために必要最小限度の現状変更は、認めること。

また、史跡の性格と現況を考慮したA・B・Cの3地区の地区区分と地区ごとの保存管理基準を設定し、現状変更等の取扱基準として運用してきた（図1-5、表1-5）。

「まとめ」（第五章）では、環境整備事業や土地の公有化事業、遺構確認調査事業の方針が示されており、この方針をもとに奈良市教育委員会が杉山古墳地区や僧房地区、経楼地区、南大門地区の遺構表示等の環境整備やA地区を中心とした公有化、発掘調査による遺構の確認等を進めてきた。

大正10年（1921）に史跡指定された「大安寺塔跡」は、昭和30年（1955）3月に奈良市が旧辰市村から管理団体を引き継いでいたが、「史跡大安寺旧境内」については管理団体が指定されていなかったため、「あとがき」では、史跡大安寺旧境内保存管理計画策定会議において管理団体を早期に指定することが要望され、奈良市が管理団体となることが最適であるという意見があったことが付言されている。これを踏まえて、昭和57年（1982）3月に奈良市が「史跡大安寺旧境内」の管理団体となっている。

なお、本計画は、この『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』を改訂して策定する計画である。

表 1-5 『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』の保存管理基準

区分	性格	保存管理基準
A地区	伽藍枢要部（南大門、中門、金堂、僧房等）と塔院跡が存在する地域で、史跡地の西部に位置し、現大安寺、市立大安寺小学校、人家が存するが、大部分は水田であり、一部は八幡神社の境内となっている。	原則として、現状変更は許可しない。ただし既存のものについては、史跡の保存上支障のない場合に限り、許可することがある。 将来、環境整備事業を行う予定のもとに、重要部分について、土地の公有化を促進する。
B地区	苑院、倉垣院、花園院、築地線が所在する地域で、史跡地の東部に位置し、その大部分は水田、畑地、池である。	史跡の保存上支障のない地域については、現状変更を許可する。ただし、原則として、事前に発掘調査を行う。 将来、環境整備事業を行う予定のもとに、必要に応じ土地の公有化を行う。
C地区	賤院太衆院、付属堂舎等と杉山古墳が所在する地域で、史跡地の北部に位置し、現に人家密集地である。	史跡の保存上支障のない場合には現状変更を許可する。ただし、必要に応じ事前の発掘調査を行う。 なお、杉山古墳については、A地区に準ずる。

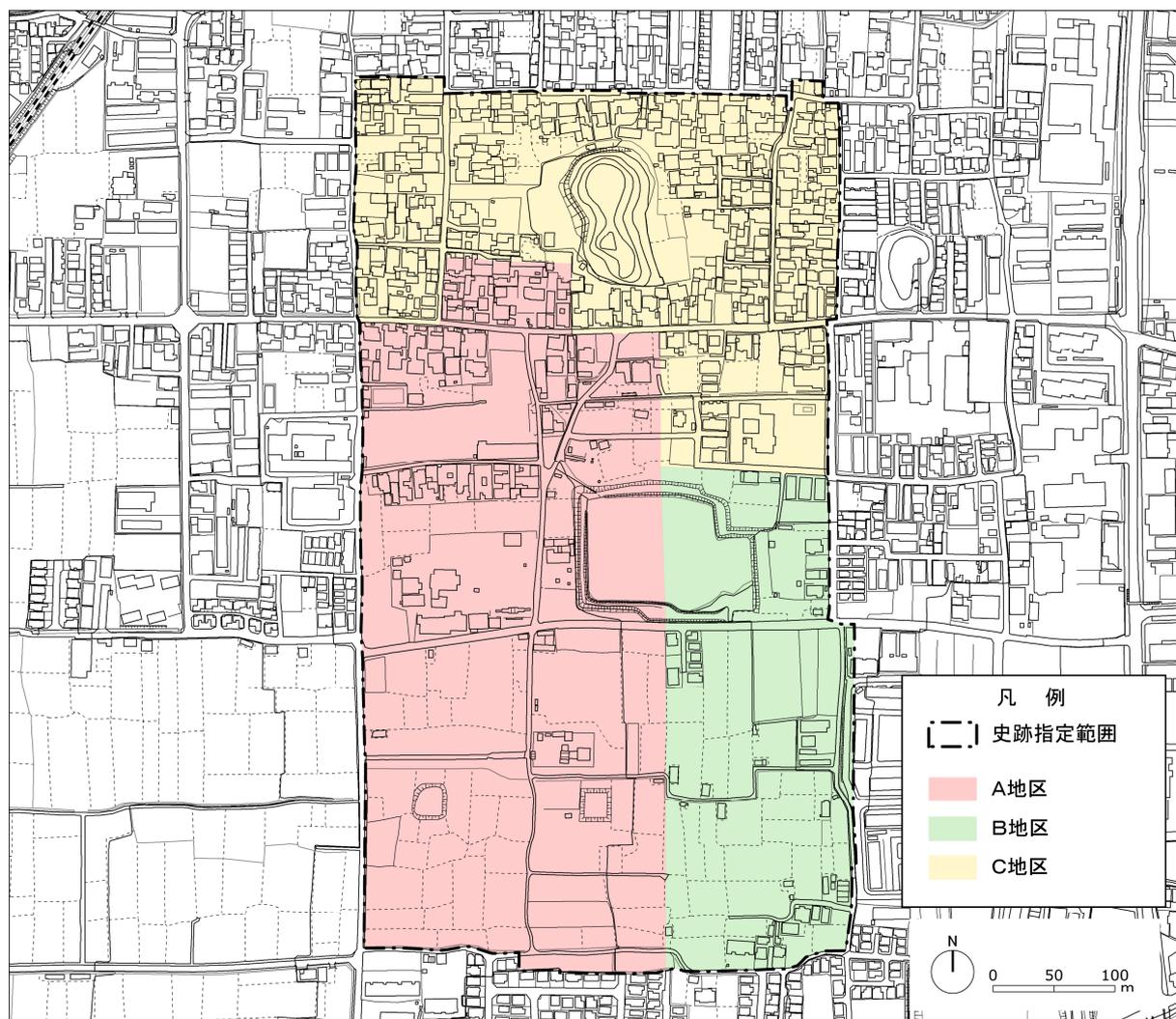


図 1-5 『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』の地区区分

(イ) 史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画

平成14年度から平成18年度にかけての西塔基壇跡の発掘調査によって良好な基壇遺構が確認され、また、塔院地区の用地の公有化も進み、保存並びに活用整備の条件が整ってきたことから、平成19年(2007)3月、奈良市教育委員会が『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』を策定した。同基本計画は、上位計画である『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』に即し、西塔跡、東塔跡のみならず周辺も含めた塔院地区の一体的な整備を図ることで、地域住民や広く一般の人々に文化財を身近なものとして理解し、活用してもらうための保存並びに活用整備事業の実施に向けた基本的判断材料となる計画と位置付けている。

同基本計画の整備基本構想では、史跡大安寺旧境内は、「貴重な歴史的文化遺産を有する場」、「連続と続く歴史に想いを馳せることのできる場」、「歴史を体感し学ぶことのできる公園的利用が可能な場」であるとし、次の4点を整備の基本的な考え方に設定している。

- ・ 基本的考え方1 遺構の保存整備
～大前提としての遺構の保存～
- ・ 基本的考え方2 現況土地利用等との調整を念頭においた整備
～既存施設等と融和した整備～
- ・ 基本的考え方3 歴史や文化を体感し学ぶことのできる活用整備
～往時の風景を想起できる整備～
- ・ 基本的考え方4 市民にとって身近な公園整備
～史跡公園としての整備～

この基本的な考え方を踏まえ、史跡区域内を遺構の分布状況や往時の地割、現況土地利用や法規制等により、伽藍地地区(推定食堂地区、金堂院地区、塔院地区)、寺院地地区(寺院地北側地区、寺院地南東側地区)に区分して地区別整備構想を定め、塔院地区の整備を優先的に実施することとしている。なお、塔院地区の整備構想は、次のように示している。

「八幡神社を除く用地の約6割が公有化されていることもあり、早期に残地の公有化を図り、2基の塔跡についてはこれまでの発掘調査等の成果を踏まえ、基壇の復元整備や表示整備を行い、塔跡遺構の顕在化を図る。

塔跡基壇の周辺の農地については早期に未買収地の公有化を図り、八幡神社の社叢や周辺への眺望を念頭におき、8世紀以降連続と続く地域の歴史や文化に想いを馳せることのできる遺跡として、現状の地割を生かしつつ、遺跡地としての景観が保持できるよう歴史的文化的景観にふさわしい景観形成を図る。

八幡神社境内は今後共大きな改変は行われないうため、関係者の理解と協力を得て現有する植生管理に努める。」

塔院地区においても、用地の公有化などの整備条件を整えていく必要がある箇所もあるため、段階的な事業を進めることとし、東西両塔跡及び周辺地区を当面事業地区として位置づけ、整備計画図及び整備イメージ図を示している。

なお、現在も同基本計画をもとに、整備計画の内容を継続的に見直ししながら、整備を進めてきているところである。しかし、この『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』は、上位計画である『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』に基づいて策定した計画であることから、上位計画の改訂

に伴い、その内容も見直される必要がある。従って、これまでの整備事業との整合を図りつつ、新たな上位計画となる本計画を踏まえた形で、今後、新たに塔院地区整備基本計画を策定していくこととする。

(2) 計画の対象範囲

大安寺旧境内は、平城京左京六条四坊・七条四坊にかけての区域（北は五条大路より1坪南の小路、南は六条大路より2坪南の条間路、西は東三方大路、東は東四条大路より1坪西の小路を境界とした区域）とされ、この15町におよぶ寺域が史跡に指定されている。また、平成18年（2006）1月には、京都府綴喜郡井手町の石橋瓦窯跡が、平城京大安寺の創建瓦を焼成した瓦窯跡として追加指定（附指定）されている。

本計画では、附指定を除く奈良市域の史跡大安寺旧境内の指定区域を計画の対象範囲とする。なお、史跡の保存・活用にあたって必要な場合は、史跡の周辺区域も計画の対象範囲に含めるものとする。

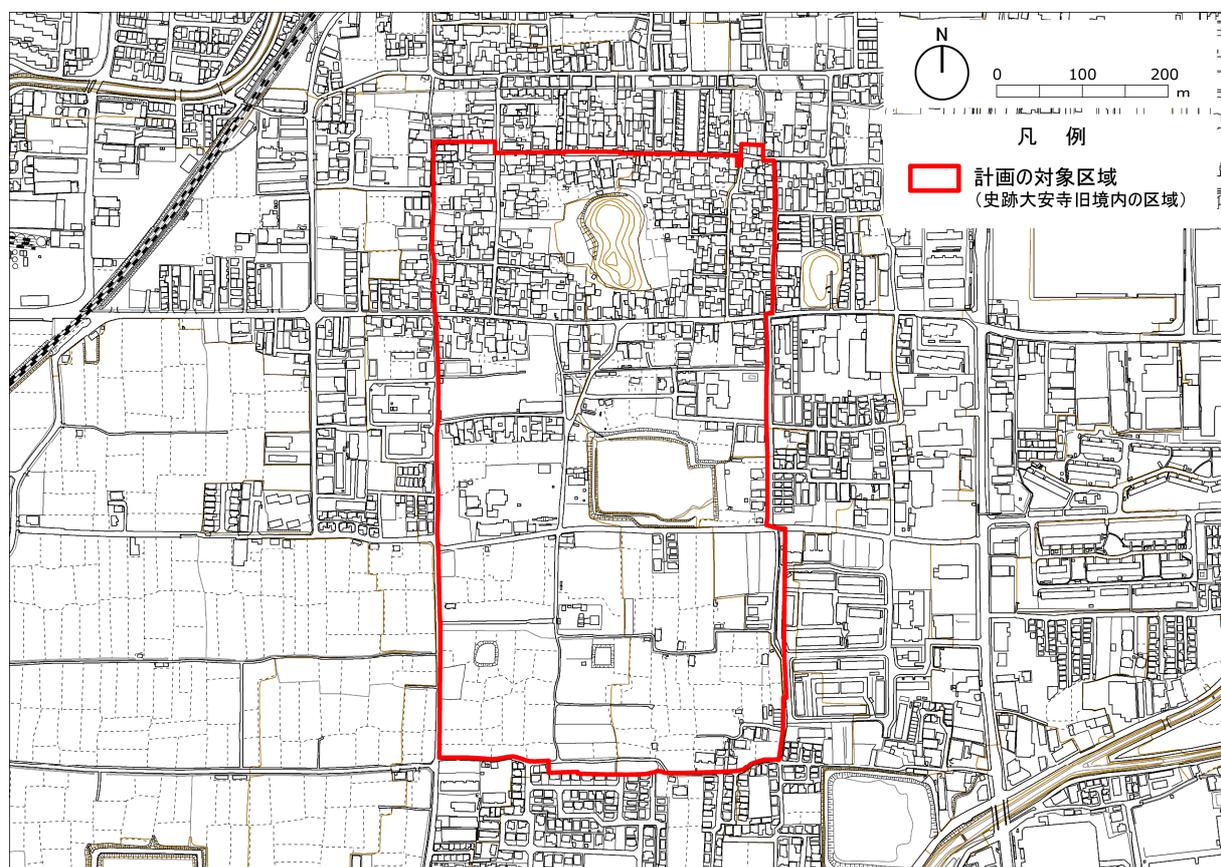


図1-6 計画の対象範囲

(3) 計画の実施

計画期間は定めない。

本計画は、毎年度点検を行い、5年を目安に、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととする。